

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

訓令 甲

○単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令

(人事課)

ページ 一

企業局

○企業職員給与規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程

二

病院局

○病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程

二

訓令 甲

○宮城県訓令甲第二十四号

単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令

単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(平成十九年宮城県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「給料表」の下に、「(以下単に「給料表」という。)(」を加える。

附則第九項を附則第十一項とし、附則第八項の見出しを削り、同項中「経過措置」の下に、「(次項に規定する部分を除く。)」を加え、同項を附則第九項とし、同項の前に見出しとして、「(給料の調整

額に関する経過措置」を付し、同項の次に次の一項を加える。

10 前項の規定により給料の調整額を支給する場合における経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をいう。

一 施行日の前日から引き続き給料の調整額適用職員(第三号に該当する職員を除く。)(である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額(平成二十一年十二月一日(以下「基準日」という。))において給料表の適用を受ける職員(給料表の適用を受ける職員で一級の一号俸から六十八号俸までの号俸であるものを除く。以下「給料表適用職員」という。))である者にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・七九を乗じて得た額)

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となつた職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。)(施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になつたものとした場合にこの訓令による改正前の単純労働職員の給与に関する規程(以下「旧規程」という。))の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号俸を基礎として旧規程第四条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額(基準日において給料表適用職員である者にあつては、当該調整基本額に九十九・七九を乗じて得た額)

三 施行日以後に給料の切替えに伴う経過措置(平成十九年宮城県人事委員会規則第七・百三十四号)第四条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。)(施行日の前日に当該場合に該当することとなつた場合(当該場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職員となつた者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に当該場合に該当することとなつたものとした場合)(に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号俸を基礎として旧規程第四条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額(基準日において給料表適用職員である者(施行日の前日に給料の切替えに伴う経過措置第四条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたとした場合に基準日において給料表適用職員である者となることとなる者を含む。))にあつては、当該調整基本額に九十九・七九を乗じて得た額)

四 施行日以後に給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年宮城県条例第六十三号)第十二条第一号に規定する退職派遣者その他給料の調整額の一部を改正する規則(平成十九年宮城県人事委員会規則第七・一六・一七八号)附則第三項第四号の規定により人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用

を受ける職員であつたものとみなして前一号の規定を適用した場合の額

附則第七項中「前項」を「前二項」に改め、「附則第六項」の下に「及び附則第七項」を加え、同項を附則第八項とし、附則第六項中「給料」を「前項に定めるもののほか、給料」に改め、同項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者を受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（平成二十一年十二月一日において給料表の適用を受ける職員である者にあつては、当該給料月額に百分の九十九・七九を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附則

この訓令は、平成二十一年十二月一日から施行する。

企業局

○宮城県企業局管理規程第十四号

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十一年十一月三十日

宮城県公営企業管理者 佐藤 幸 男

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程（平成十九年宮城県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号中「管理職手当」の下に「（平成二十一年十二月一日において次に掲げる職員である者にあつては、当該管理職手当に次に定める割合をそれぞれ乗じて得た額とする。次号から第四号までにおいて同じ。）」を加え、同号に次のように加える。

イ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年宮城県条例第四十六号。以下

「平成十九年改正条例」という。）附則第九項第一号に規定する職員 百分の九十九・七九

ロ 平成十九年改正条例附則第九項第二号に規定する職員 百分の九十九・六九

附則

この管理規程は、平成二十一年十二月一日から施行する。

病院局

○宮城県病院局管理規程第五号

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。
平成二十一年十一月三十日

宮城県病院事業管理者 木村 時久

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程（平成十九年宮城県病院局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号中「管理職手当」の下に「（平成二十一年十二月一日において次に掲げる職員である者にあつては、当該管理職手当に次に定める割合をそれぞれ乗じて得た額とする。次号から第四号までにおいて同じ。）」を加え、同号に次のように加える。

イ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年宮城県条例第四十六号。以下

「平成十九年改正条例」という。）附則第九項第一号に規定する職員 百分の九十九・七九

ロ 平成十九年改正条例附則第九項第二号に規定する職員 百分の九十九・六九

附則

この規程は、平成二十一年十二月一日から施行する。